2021年3月31日改定

目的ローン契約規定

新	旧
第10条 期限の利益の喪失	第10条 期限の利益の喪失
1. お客さまが次の各号の一つにでも該当した場合は、当	1. お客さまが次の各号の一つにでも該当した場合は、当
社からの通知、催告等がなくても、本契約による一切の	社からの通知、催告等がなくても、本契約による一切の
債務につき当然に期限の利益を失い、直ちに当該債	債務につき当然に期限の利益を失い、直ちに当該債
務の全額を返済するものとします。	務の全額を返済するものとします。
(1)~(4) 略	(1)~(4) 略
(5) 本債務に限らず、当社に対する債務(いずれの支店	(5) 本債務に限らず、当社に対する債務について期限
との取引に関するものかは問わないものとします。)に	の利益を喪失したとき。
ついて期限の利益を喪失したとき。	(6)~(9) 略
(6) \sim (9) 略	2. 略
2. 略	3. 略
3. 略	4. 略
4. 略	